

不動産取得税 電子申告のご案内



利用可能な手続き

～以下の場合における軽減等の申告・申請ができます～

- 新築住宅（新築未使用を含む）とその敷地を取得
- 個人が中古住宅とその敷地を取得
- 買取再販に係る住宅とその敷地を取得
- 公共事業のために不動産が収用され、代替不動産を取得
- 家屋を取得して、直ちに取り壊した場合 など

★必要書類や制度の詳細は[こちら](#)



★申告様式は[こちら](#)



（注）電子申告の対象とならない手続きは郵送や来所による提出が必要です。

電子申告の流れ

※ご利用には電子証明書とPC環境が必要です。

利用届出
手続方法 ⇒



PCdesk Next

各種減額等
手続き方法 ⇒



各種減額等

利用届出
(利用者ID
を取得)

- ・様式をダウンロード
- ・様式に必要事項を記入
- ・様式と必要書類を登録

- ・必要事項を入力

- ・電子証明書
読み込み
- ・申告等の完了

お問合せ先

エルタックス

検索

◆ 利用手続き全般について

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページ「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

◆ 軽減制度、申告・申請の内容について

所管都税事務所・支庁の不動産取得税担当班



東京都主税局・都税事務所

電子申告が可能な手続き一覧（不動産取得税）

手続No.	eLTAX 手続名称	eLTAX 実装方式 ※2	制度名称（略称）		条項
1	農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の申請	帳票添付	農地等に係る徴収猶予		法附則第12条第1項
2	被収用不動産の代替不動産に係る不動産取得税の徴収猶予の申告	帳票添付	1	収用等に係る代替不動産の特例	法第73条の14第7項
			2	収用等に係る代替不動産の減額	法第73条の27の3第1項
3	譲渡担保財産に係る徴収猶予の申告	帳票添付	譲渡担保財産の免除		法第73条の27の4第1項
4	農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の徴収猶予の申告	帳票添付	農地利用集積円滑化団体等免除		法第73条の27の6第1項
5	家屋の主体構造物の取得者からの附帯設備部分の減額の申し出、還付の申請	帳票添付	附帯設備の減額		法第73条の2第7項
6	不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告	画面/帳票添付	1	新築住宅の特例	法第73条の14第1項・第2項
			2	適合既存住宅の特例	法第73条の14第3項
			3	認定長期優良住宅の特例	法附則第11条第8項
			4	サービス付き高齢者向け新築住宅特例	法附則第11条第11項
			5	新築住宅用土地の減額	法第73条の24第1項第1号・第2号
			6	新築未使用住宅用土地の減額	法第73条の24第1項第3号
			7	適合既存住宅用土地の減額	法第73条の24第2項第1号・第2号
			8	不適合既存住宅の減額	法第73条の27の2第1項
			9	不適合既存住宅用土地の減額	法第73条の24第3項第1号・第2号
			10	サービス付き高齢者向け新築住宅用土地の減額	法附則第11条の4第1項
7	不動産の取得の事実の申告、報告	画面/帳票添付	—	不動産の取得の事実の申告 ※3	法第73条の18第1項
8	譲渡担保財産に係る不動産取得税の徴収金還付の申請	帳票添付	—	譲渡担保財産の免除・還付	法第73条の27の4第4項
9	不動産取得税の法73の2第5項第1号に規定する補正の方法の申し出	帳票添付	—	居住用超高層建築物の床面積補正	法第73条の2第5項第1号
10	東日本大震災による被災代替家屋の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	東日本大震災・被災代替不動産特例	法附則第51条第1項
11	東日本大震災による被災家屋の代替土地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	東日本大震災・被災代替不動産特例	法附則第51条第2項
12	東日本大震災による被災代替農用地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	東日本大震災・被災代替農用地特例	法附則第51条第3項
13	東日本大震災による居住困難区域内家屋の代替家屋取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	原子力災害・困難区域代替不動産特例	法附則第51条第4項
14	東日本大震災による居住困難区域内家屋の代替土地取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	原子力災害・困難区域代替不動産特例	法附則第51条第5項
15	東日本大震災による居住困難区域内農用地の代替農用地の取得における課税標準の特例適用に係る書類の提出	帳票添付	—	原子力災害・困難区域代替農用地特例	法附則第51条第6項
16	特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例に係る書類の提出	帳票添付	—	特例事業者による不動産の特例	法附則第11条第12項
17	賃取再販事業者が取得する中古住宅の敷地に係る不動産取得税の減額の適用	帳票添付	1	改修工事対象住宅の減額	法附則第11条の4第2項
			2	改修工事対象住宅用土地の減額	法附則第11条の4第4項

※1 上記の表に記載された軽減制度に基づく減額・取消更正や還付に係る申告・申請についても、電子申告をご利用いただけます。

※2 帳票添付方式は「【共通】簡易共有手続」から、画面入力方式は「【不動産取得税】不動産取得税の減額・課税標準の特例適用申告」

または「【不動産取得税】不動産の取得の事実の申告、報告」から手続きができます。

※3 取得後すぐ家屋を取り壊した場合に係る申請も、電子申告をご利用いただけます。

※4 減額制度によっては、徴収の猶予が可能な場合があります。詳細は所管都税事務所・支庁の不動産取得税担当班までご確認ください。